

最高裁秘書第3020号

令和元年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月29日付け（同年4月1日受付，最高裁秘書第1757号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年10月26日付け「全国一斉検察起案実施要領」と題する文書（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

全国一斉検察起案実施要領

平成30年10月26日

司法研修所検察教官室

1 趣旨

全国一斉検察起案は、新61期司法修習から、分野別検察実務修習において、各クールごとに1回、検察起案を実施することとしたものであり、これにより、各司法修習生に対して、検察起案の考え方を会得させ、集合修習及びいわゆる二回試験への準備をさせるとともに、各司法修習生の起案能力を把握することを目的としています。

72期司法修習においては、下記実施日時に、全国の地方検察庁（以下「実務庁」という。）において、検察実務修習中の司法修習生全員を対象として、司法研修所検察教官室が準備した検察修習記録を用いて全国一斉に起案をさせることとし、起案終了後には、検察教官による起案の採点と講評（検察教官が各実務庁に出向き、講義形式の講評を行う。）を予定しています。

2 実施日時、場所、対象者

(1) 実施日時

	実施年月日	着席時間	起案時間
第1クール	平成30年1月 9日（水）	9時30分	9時40分から12時まで 及び 13時から17時まで の6時間20分
第2クール	同 年3月 4日（月）		
第3クール	同 年4月25日（木）		
第4クール	同 年6月24日（月）		

なお、12時から13時までの1時間を昼食時間とし、昼食時間中の答案作成を認める。

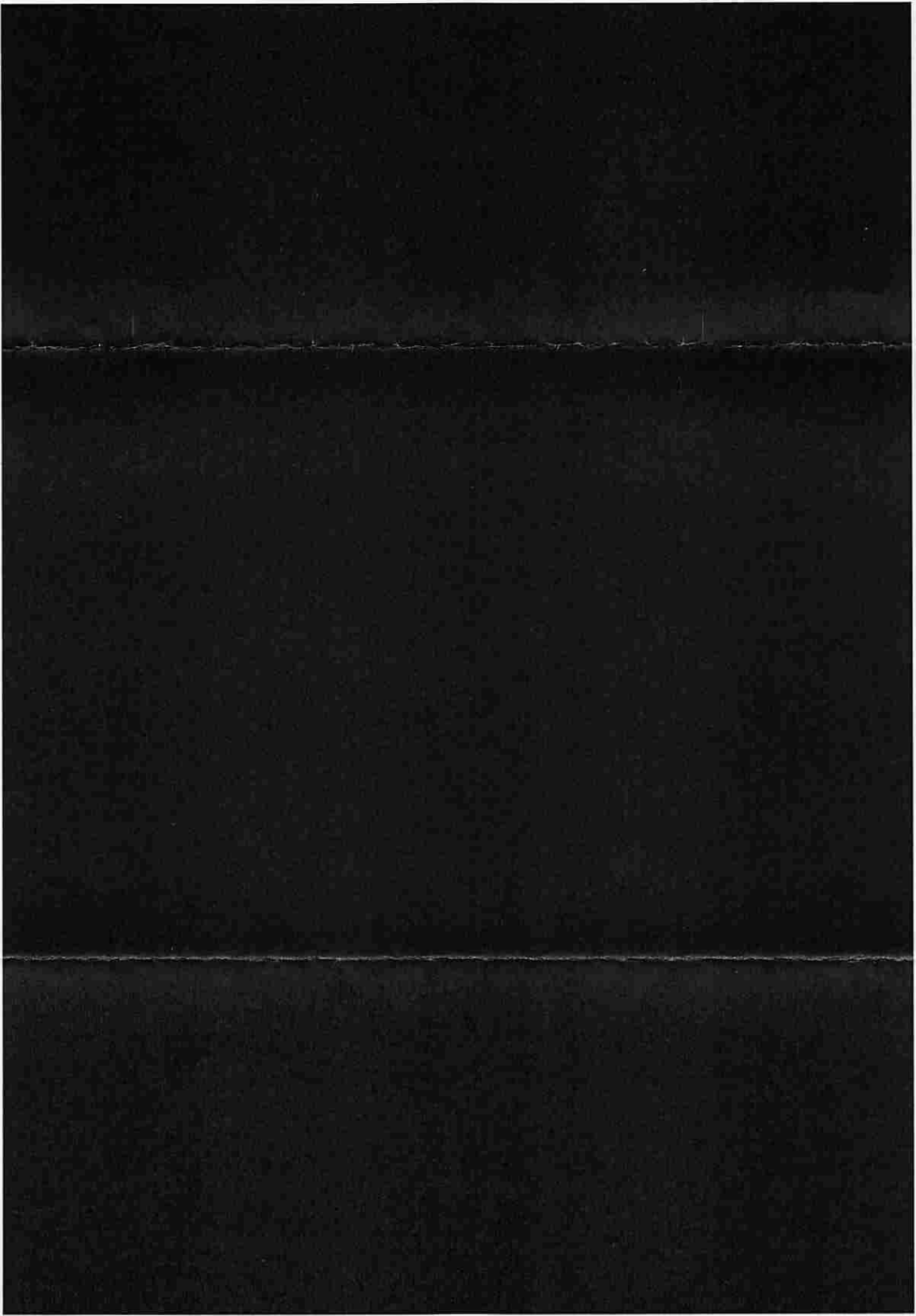
(2) 実施場所

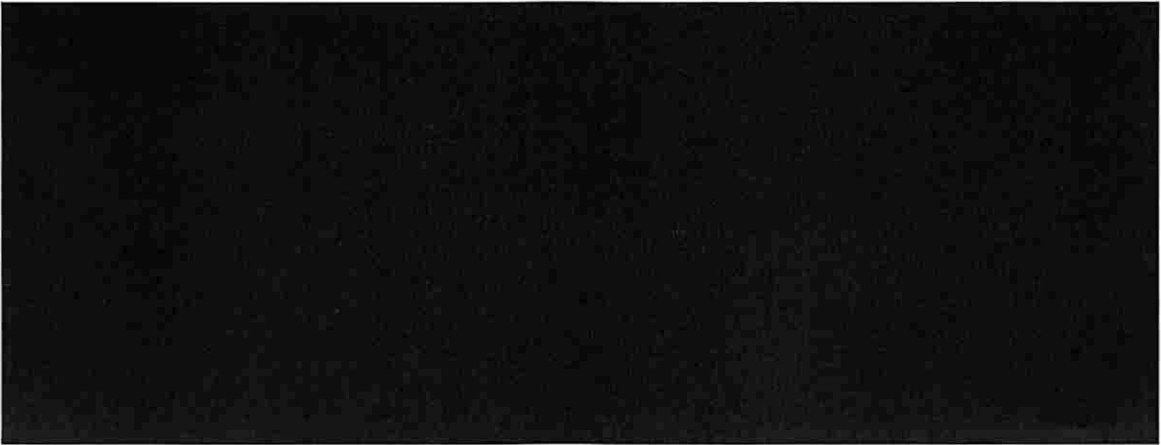
各実務庁において、会議室又は司法修習生室等を適宜準備して、起案会場としてください（机の配置が向かい合わせになっているなどの理由で、起案を行うことについて支障がある場合は、机を並べ替えて実施してください。）。

(3) 対象者

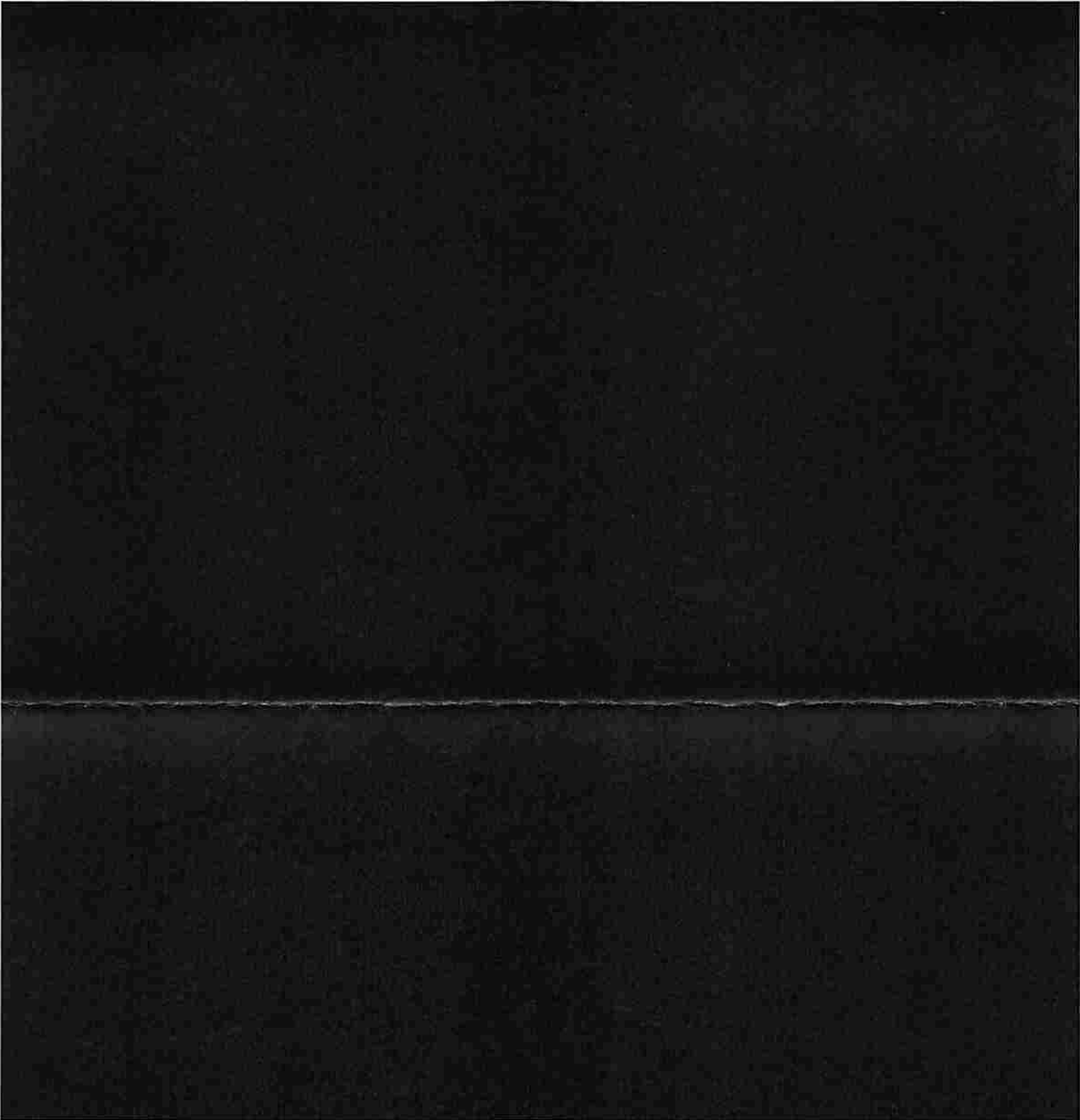
各実務庁に配属された72期司法修習生のうち、当該クールに分野別検察実務修習を行っている者全員

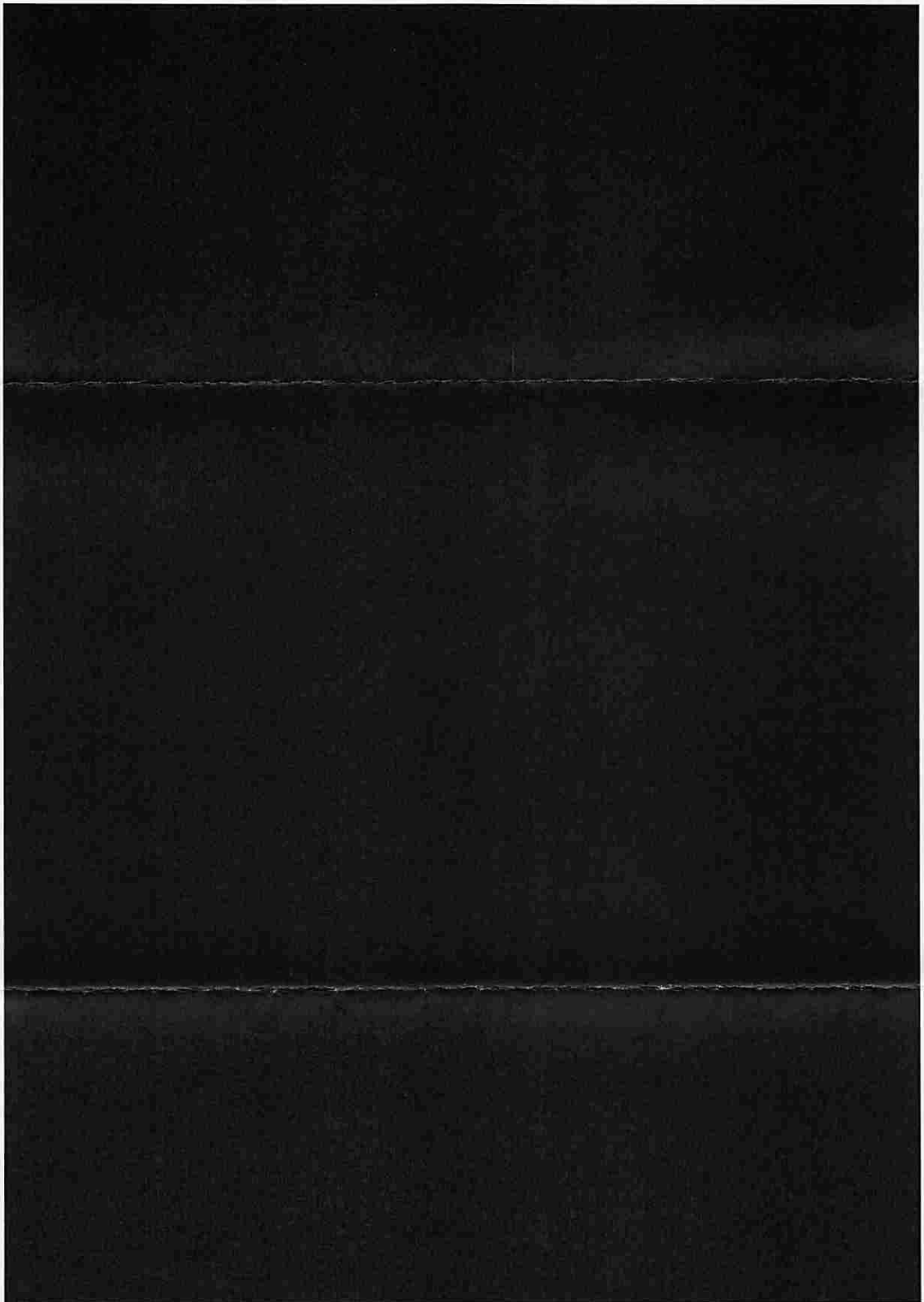
3 司法研修所（検察教官室）から事前に各実務庁に送付する資料等





4 具体的実施方法





5 全国一斉検察起案実施後の起案及び検察修習記録の取扱い



6 起案の返却，講評について

- (1) 各実務庁から起案の送付を受けた後，検察教官において，速やかに，採点を行い，後日，採点済みの起案を各実務庁に送付又は検察教官が持参しますので，各実務庁において各司法修習生に適宜の方法で返却してください。



- (2) 各クールについて，4週目から5週目頃に，検察教官が各実務庁に出向いて，3時間程度で起案の講評をする予定です。

以 上